

『教行信証』の基礎的研究(一)

信書類をめぐる一部六巻の略称

研究員 細川行信

はじめに

こんにち、親鸞の主著として『教行信証』が『顯浄土真実教行証書類』の略称として一般に用いられている。特に大谷派の真宗寺院に生まれ、宗門立の大谷中学に入学して以来、仏教なかならず真宗を学ぶ環境の中で教育をうけてきた中で、忘れられないのは、昭和三十三年度、真宗学研究室に勤務する傍ら、高田派本山・専修寺で研修する縁に恵まれた事である。その折、指導していただいた生桑

完明先生が、現存聖教の紹介に際し、『教行信証』を必ず「教行証」と、終始一貫して申されたことを、今は懐かしく想起される。すなわち当初、高田派では「教行証」と称すものと、余り心にかけてずい

ゆる行信論を考察し教学史の研究を進める中で、「教行証」「教行信証」のどちらが適当かを、もとの「顯浄土真実教行証書類」より一部六巻（配巻六冊）の坂東本が、第二冊（信巻）第三冊（証巻）第四冊（真仏土巻）第五冊（化身土巻本）第六冊（化身土巻末）に、いずれも撰号として「愚禿釈親鸞集」と自署。そこに「集」とあるところから、単に「教行証」や「教行信証」というのは省略が過ぎるもので、必ず「書類」の二字を入れるべきでないか。而して、その前提に立つて、祖師親鸞よりの伝統をかえりみながら、本書の略称についての私見をまとめたい。

一

まず、私に注意したいことは、宗学の上で高田派だけであろうか、

という疑問であった。この間を東本願寺の初代講師・恵空（一六四四—一七二二）撰『叢林集』に求めると、「教行証」（『真宗史料集成』八一—二九〇頁下）の書名が知られるので、高田派だけでない事がわかる。ついで講録として注目すべきものに、香月院深助の『広文類会説記』（『真宗大系』一三・一四・一五巻）と円乘院宣明の『広文類聞誌』（『統真宗大系』五・六）があり、両者とも『浄土文類聚鈔』を「略文類」というのに対し、本書を「広文類」といつている。そこで、今は『広文類会説記』巻一に載せる「顕浄土真実教行証文類」の十字の具題を、略称するとき次の通り九名をあげる。そこに記された典拠をも整理して列挙しよう。

- ① 「教行信証文類」——『教行信証大意』
- ② 「教行証文類」
- ③ 「教行信証」——『改邪鈔』『執持鈔』『最要鈔』
- ④ 「教行証」——『改邪鈔』『浄土見聞集』『慕帰絵詞』
- ⑤ 「浄土文類」——『口伝鈔』
- ⑥ 「広文類」
- ⑦ 「広本」
- ⑧ 「広書」
- ⑨ 「御本書」——『実悟記』

このうち、親鸞が「集」として経・論・釈の文を類聚し私積した

一部六巻を、最初に注釈した存覚の『六要鈔』（一三六〇年撰）には、その奥書はじめに「教行証者、列祖相承之要須、聖人領解之証也、而所引之本文広博令、前後之説相難明、所立之教旨幽玄令、甚深之義趣易迷、然間一流伝来之耆老、猶未聞講其義之仁、諸国耽学之群侶多示不了此書之旨（下略）」（西本願寺藏慈観一三九二年書写『六要鈔』第十冊末尾）とあり、この存覚が父・覚如に従い、応長元年（一三一二）五月に越前へ下った事について、『存覚一期記』に「廿余日御居住大町如道許、奉_レ伝_二受_レ教授_一之間、依_レ御与奪、予大略授_レ之畢」と載せる。即ち、如道に『教行証』が伝授され、その折に親鸞の寿像・鏡御影を掲げて行われた事は、その御影巻留によつて確かめられ、終りに「応長元年_{（一三一二）}五月九日、於_二越州_一教行証講談之次、記_レ之了」と誌した覚如の記録によつて明らかである。而して、そこに「教行証」と書かれたことから、覚如・存覚ともに「教行証」の略称を用いていた事は、深助が覚如の『改邪鈔』と存覚の『浄土見聞集』をあげる通りで、この点からも『教行信証』の略称一般化は戒めねばならない。しかし、この場合とくに留意されるのは仮名聖教中の『教行信証大意』である。本書は『真宗法要』と『真宗仮名聖教』の所収上、覚如または存覚と東西両本願寺で撰者の伝承を異にする。かくて、こんにち『真宗史料集成』第一巻には『教行信証名義』一卷として収録するが、その解題でも「教行信

証大意とも称する。嘉暦三年（一三二八）十一月二十八日に作られた。覚如が出雲路乗専の請によって著わしたともいい、また存覚の撰とも伝える。後に蓮如が添削を加え、これが流布した」（七四頁）とし、西本願寺の蓮如書写本を底本に収載されてあるが、極く短い本文だけに今のところ私も覚如・存覚父子のいずれかに決めかねている。しかも、その短い本文を読んでいて、室町末期の写本が蓮如系の寺院に数本あることより、本願寺蓮如との連がり強いことと、冒頭に「浄土真宗ノ教相ニツキテ、真実ノ教行信証アリ。高祖親鸞聖人一部ノ書ヲツクリテコレヲアカサレタリ。スナハチ教行信証文類トイフ六卷ノフミナリ」と、廻向の内容より教・行・信・証と真仏土・化身土の六卷を明かす文類として、この教相について「教行信証」の文類とされたようで、その「本云」には「謹依教行信証文類意記之、蓋依願主之所望也。于時嘉暦三歲戊辰十一月廿八日、今日者高祖聖人御遷化之忌辰也（下略）」とあり、時に覚如五十九歳・存覚三十九歳、両者いずれも撰者の可能性があるが、ここでは「教行信証文類」の意を記したものであるが、蓮如本では「教行信証名義（大意）」とされた事には、蓮如の領解を通した題名でなからうかと想像する。もっとも、蓮如の「信」を表に示した内容からすれば覚如の『改邪鈔』『執持鈔』『最要鈔』にあるとするも、『最要鈔』

に一回「教行信証」と載せるのみで、『執持鈔』『改邪鈔』には全く記されず、両書ともに「教行証」の名で、『執持鈔』一回、『改邪鈔』三回に亘って誌されている。それゆえ、初期本願寺時代「教行証」（『慕婦絵』一〇）「教行証の文類」（『最須敬重絵詞』一）と呼ばれる方が「教行信証」「教行信証之文類」（蓮如書写『歎徳文』）より多かつた。

一一

次いで略称をめぐり、私は「文類」の二字加入を前提としたいが、それは『選択集』と略称する師源空の『選択本願念仏集』について、親鸞は「依チ禪チ定チ博チ陸チ法チ名チ門チ照チ兼チ美チ之教命ニ所ニ令ル撰集セ也」と撰集し、つづいて「真宗ノ簡要ノ、念仏ノ、奥義ノ攝ニ在リ于ニ斯ニ」と記し、これを受けて「因チ茲ニ鈔シ真宗ノ詮ヲ、撫フ浄土ノ要ヲ」と述べられたが、そこに流れる師資相承の深さを窺うとき、とおく「往生要集」より『選択集』の文証類聚が偲ばれる。したがって「顕浄土真実教行証文類」を略称する場合も「文類」の二字だけは省けず、毎年ノ報恩講ニ覚如ノ称する場合も「文類」の二字だけは省けず、毎年ノ報恩講ニ覚如ノ『親鸞伝絵』詞書の『御伝鈔』を拝読聴聞して、宗祖親鸞の生涯を学ぶニ私自身ノ、特に下巻第五段の文中「唯有浄土の真説に就て忝彼三國の祖師、各此一宗を興行す、所以に愚禿勸るところ更にわたくし

なし」という説示に、まさしく浄土教の脈脈たる伝統の程が知られる。而して、かかる親鸞集の『顕浄土真実教行証文類』を『六要鈔』に「此書大概類聚、後、上人不_レ幾_レ帰寂、之間不_レ及_二再治_一」（第三・信巻釈）と存覚が記述するごとく、それが畢生の撰集であることも成程と首肯される。さらに、覚如は『口伝鈔』下巻に「正信偈」の文を引くにあたり、親鸞の「御釈_{浄土文類}」と書いた事も、そこに「文類」と注記する。而して、こうした観点より存覚の著述をみると、仮名聖教の中心となる『浄土真要鈔』に「ワカ聖人ノアツメタマヘル教行証ノ文類」（本）「聖人教行証ノ文類」（末）と、二回にわたって「教行証ノ文類」とあり、さらに一回「教行証文類」（末）が知られる。その事例の数からでは「教行証ノ（また之）文類」の方が多いが、『存覚法語』の初めにも「教行証文類」とあり、これらより略称として「教行証文類」を用いるべきと思うに至った。

ところが、右のごとく私に考えながら、書誌的にも今一つ明言できなかつたのは、同じ存覚が『浄典目録』の中に

教行信証文類 六巻依_二本末交_一為_二八帖_一

としているからである。即ち、浄土の典籍を挙げるに当たり、「唐土」での典籍として「註論上下 二巻」を曇鸞和尚の「造」をはじめ、いわゆる三祖と諸師の「造」「釈」「作」「撰」になる典籍を列記し、ついで「和朝」の部に恵心先徳作の「往生要集」をはじめ、永観の

「往生十因」源空の「選択集」同じく「三部経講釈」と挙げ、つづいて「教行信証文類」「同文類聚鈔」「愚禿鈔」の三部を「已上本願寺上人御作」とする。この記載からすると、『往生要集』『選択集』それに『教行信証文類』も、いずれも著作・撰述の典籍とするもので、この『浄典目録』の最後に「六要鈔 八巻 分爲_二十卷_一」と自著をかかげ、以て本『目録』を結んでいる事は、康安元年（一三六二）親鸞百回忌に当たる前年に『六要鈔』を著わし、御忌翌年の康安二年に『浄典目録』を七十三歳の存覚が編したのは、まことに宗学研究の上で意義のある事であつたと思われる。それは、宗祖親鸞の教えを学ぶに際して、『顕浄土真実教行証文類』を經典と同じく、序分・正宗分・流通分に三分科し、さらに教・行・信・証・真・仏・土・化身土の六巻それぞれを「正_レ解_レ文_レ」（第一・総序釈）と、経・論・釈の引用の諸文をも解釈される。したがって、引文もまた宗祖が血肉とされた表現として、この『六要鈔』を撰述したものに違はなく、このところ修士課程の学友と『六要鈔』を輪読しながら、いよいよその感を強くしている。しかも、このような鈔王の意趣を回想し、宗学として特に「信」の發揮・表顕に努められた事を、父覚如との教化上の対立を超えて本願成就の「一念」往生を宗義の立脚地とし、源空・親鸞の一流が、覚如・存覚を経て百年後の蓮如へ如何に伝承されたか、いわゆる真宗再興の精神をもとめながら真宗教

学史を研究し、殊に行信論を尋ねる上で、敢えて「教行証書類」とすべき旨を、以下すこしく『六要鈔』にあげる問題点より考慮したい。

今、いうところの問題とは『六要鈔』第一に出る次の箇所である。

問。題目所標在教・行・証、三外更加信真仏土及化身土、於首題中難攝此等、然者於題有未盡過、如何。答。教・行・証三常途教相、信真化土今師所加、任常教相雖標其三、依為最要今加後三。但至云題難攝餘者、行中攝信、証中広攝真化仏土。所以然者、行所行法、信是能信。

存覚は、題目の「教行証」に対する教・行・信・証・真仏土・化身土の標列について、右の主題では意味・内容が尽きないではないかという問を設け、その応答として「最要」のために信・真仏土・化身土を加えたとする。ちなみに、覚如の著に『最要鈔』という書があるが、それには第十八願文と同成就文を並べあげ、信心歓喜と聞其名号との文言を抜き出して解釈し、ついで「マタ教行信証ニイハク」として「憶念弥陀仏本願」以下四句の「正信偈」文を引いて一宗の要義を明かす。すなわち、ここでは要義の内容を示すので「教行信証」と申さなくてはならなかったものであろう。

而して、特に注目しなければならないのは、存覚のいう「行は所

行の法、信は是能信なり」で、この所行能信こそ行信の関係を明確化した發揮と申されよう。ところが後世になり、能所が複雑化するに及んで煩瑣な解学になった事は、自らをかえりみて戒めねばならない。かかる批判から今日、私は「教行信証」より「教行証書類」の略称に改め、「行の中に信を摂し、証の中に広く真化仏土を摂す」の指示にしたがい、いわゆる『教行証書類』総序の「誠なるかなや、撰取不捨の真言、超世希有の正法、聞思して遅慮することなかれ。ここに愚禿の親鸞、慶ばしいかな、西蕃・月支の聖典、東夏・日域の師釈、遇いがたくして今遇うことを得たり。聞きがたくしてすでに聞くことを得たり。真宗の教行証を敬信して、特に如来の恩徳の深きことを知りぬ。ここをもって、聞くところを慶び、獲るところを嘆ずるなり」との文より、親鸞のこころを念じ、今後わたくしに「教行証書類」の題名を用いたい。

むすび

かつて、高田本山での研修につとめ、はじめて『教行信証』を「教行証」と呼ばれていることに驚き、ながい間その略称は頭の奥に沈んだままであったが、最近の十年「教行信証講読」を担当するに至り、一方では講義で「真宗教学史の研究」を続けるなかで、ようやく

く「教行証文類」といい、論文にも書きさうようになった。実は、このように決断しうる事の出来たのは、堤玄立氏と『真宗新辞典』を編集する時の対談で、同氏の『信と証』（昭和五年刊行）は『教行証文類』の略称に一貫されている。あの折の話し合いにより「今後はお互いに教行証文類でゆこう」と誓いあった当時の言葉が、氏の亡き今いよいよ身にしみる。そののちに一度、西元先生お宅で聖典の講読に学び、本願寺派教学研究所教授の梯実円氏と「教行証文類」の共通呼称を用い、聖教に育てられて現在に至っている。すなわち同氏の『法然教学の研究』（一九八六年刊行）に、堤氏と同じく「教行証文類」の名称が用いられる。そして、同書の第八章「興福寺奏状と延暦寺奏状について」には、親鸞が師教を顕彰して真実を開顕すべく、聖道諸宗との厳しい思想的対立のなかで『教行証文類』を述作する、いわば恩師に対する遺弟の思想責任を果たした書として、なにかんづく「信文類」の菩提心についての二双四重の判釈に着目される。而して『教行証文類』を、氏は最後に「どんな弾圧にも耐えられる思想的構築物として完成する為であった。そして、それを本願力廻向による二廻向四法という雄大な教義体系として樹立されたとき、親鸞は浄土真宗の宗祖とよばれるにふさわしい大業をなすとげられたのであった」（五三二頁）と結んでおられる。この明快な領解には私も全く同意・賛成するもので、これまで「教行

証文類」の呼称に逡巡していたものが、ようやく霧散しうる事が出来た。それゆえ今後は、信巻と真仏土巻、その真実に照される方便化身土巻の、存覚がいう「後の三」を信文類の序すなわち別序のころを明らかにすべく、みずからの学究生活を尽くしてゆきたい。

なお、本稿を校正中、かつて調査した石州明清寺の経蔵にある天保十一年（一八四〇）道樹書写の、いわゆる坂東本の表紙に「教行証文類」と誌されている旨を確かめ、あらためて「教行証文類」の略称を偲ぶことが出来た。